令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の医療費の 窓口負担割合が見直されるため、新しい被保険者証をお送りします

ご注意ください!

- ◆ 現在お使いの藤色の被保険者証は、令和4年9月30日で 有効期限が切れ、使用できなくなります。
- ◆ 令和4年10月1日からは、今回お送りした ピンク色の新しい被保険者証をご使用ください。
- ○制度の見直しに伴う再判定により、窓口負担割合に変更がない方にもお送りしています。
- 〇被保険者証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、期限が切れた被保険者証(藤色)は、 10月1日以降、市町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ返却いただくか、ご自身で 破棄してください。
- ※ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

(おもて面) 新しい被保険者証の 後期高齢者医療被保険者証 新 有効期限は 有 効 期 限 令和 5年 7月31日 L 令和5年7月31日です。 交付年月日 令和 4年 10月 1日 V 被保険者番号 被 0 1 2 3 4 5 6 7 保 福島市広域町一丁目1番地 用紙の色は「藤色」から 険 広域 太郎 険 男 「ピンク色 Icaysto 者 生年月日 ΠВ 資格取得年月日 平成 ☆☆ 年 □日 △ 月 証 発 効 期 日 平成 ☆☆ 年 △月 □日 一部負担金 ●割 ピ の割合 医療機関での ンク 3 9 0 7 0 0 0 0 保険者番号 窓口負担割合です。 福島県後期高齢者医療広域連合 者の名称及び印 色

○住所や氏名に変更があったときは、お住まいの市町村にご連絡ください。

◆お問い合わせ先

お住まいの市町村の担当窓口 または 福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館2階 電話:024-563-3310 FAX:024-521-0254



マイナンバーカードが健康保険証(被保険者証)として利用できます! ※今までの健康保険証も変わらずお使いいただけます。



利用できる医療機関・薬局は下記のステッカーやポスターが目印です。 また、厚生労働省ホームページでも案内しています。







※システムを導入していない医療機関等では、引き続き健康保険証や限度額適用認定証等の提示が必要です。

用には申込が必

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込



★ まずは必要なものをチェック!

- ●申込者本人のマイナンバーカード +あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- 2マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ❸アプリ「マイナポータル AP」のインストール





どんないいことがあるの?

本人が同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 特定健診情報や今までに使った 薬剤情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで 自身の特定健診情報や 薬剤情報・医療費通知情報が 閲覧できる!



マイナポータルを通じた 医療費通知情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が よりカンタンに!





限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額を超える支払が免除される!



就職・転職・引越をしても 健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、 加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12 桁の数字)を取り扱う ※マイナンハーブードの健康体制疾血利用によってデッシの中の「電子証明書」を戻りため ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。 ※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。 ※後期高齢者医療制度の被保険者の方は、後期高齢者健診情報が確認できます。

申込方法は 特設ページでも 確認できます!



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合 フリーダイヤル

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

平 日:9時30分~20時00分 受付時間(年末年始を除く) 土日祝: 9時30分~17時30分